

○国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程

平成16年4月1日

学長選考会議制定

改正 平成26年12月1日

平成29年5月18日

平成29年11月20日

令和2年3月25日

令和4年3月30日

令和4年7月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人山形大学に置く学長選考・監察会議について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 学長選考・監察会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の任期に関する事項
- (2) 学長選考の基準に関する事項
- (3) 学長選考手続に関する事項
- (4) 学長候補者の選考に関する事項
- (5) 学長の業務執行状況の確認に関する事項
- (6) 学長の解任に関する事項
- (7) 国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項

(組織)

第3条 学長選考・監察会議は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 国立大学法人山形大学経営協議会規程第3条第4号に掲げる者の中から経営協議会において選出された者 7人
 - (2) 国立大学法人山形大学教育研究評議会規程第3条第1項第4号から第8号までに掲げる者の中から教育研究評議会において選出された者 7人
- 2 経営協議会及び教育研究評議会は、前項の規定により学長選考・監察会議委員を選任したときは、選任方法及び選任理由を付して学長選考・監察会議に報告しなければならない。
- 3 学長選考・監察会議は、前項の規定による報告に基づき、選任方法及び選任理由を公表するものとする。

(議長)

第4条 学長選考・監察会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、学長選考・監察会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 学長選考・監察会議は、議長が招集する。

2 学長選考・監察会議は、委員総数の3分の2以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 学長選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が議決する。

4 学長選考・監察会議の議事運営については、学長選考・監察会議が別に定める。

(資料の提出等の協力)

第6条 学長選考・監察会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第7条 議長は、学長選考・監察会議の議事録を作成しなければならない。

(事務)

第8条 学長選考・監察会議の事務は、総務部において遂行する。

(その他)

第9条 この規程の改正は、議長が学長選考・監察会議の議を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、学長選考・監察会議の運営に関し必要な事項は、議長が学長選考・監察会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月11日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月17日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則(平成26年12月1日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月18日)

この規程は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成29年11月20日)

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月21日)

この規程は、令和4年7月21日から施行する。